

欧州内のコミュニティ・メディアに関する欧州議会決議（2008年9月25日）  
(2008/2011(INI))

欧州議会は以下を考慮し、この決議を行う

- ・ EC 条約 150 条、151 条
- ・ EU 条約へ修正を加えて成立したアムステルダム条約、EC 設立に係る条約、1997 年 10 月 2 日に署名された関連法令、加盟諸国における公共放送についての協定 9 番（プロトコル 9）
- ・ EU 基本的権利憲章 11 条
- ・ 文化的表現の多様性の保護、促進に係るユネスコ協定－多文化共生主義を認知、促進する公共政策の法制化を促している
- ・ いわゆる「枠組み指令」－「電子コミュニケーションのネットワークとサービスに関する加盟諸国間での共通の監理枠組み構築」について、欧州議会と EU 理事会（2002 年 3 月 7 日開催）により出された指令（2002/21/EC）
- ・ いわゆる「アクセス指令」－「電子コミュニケーション・ネットワークと関連設備へのアクセスと相互接続」について、欧州議会と EU 理事会（2002 年 3 月 7 日開催）により出された指令（2002/19/EC）
- ・ いわゆる「認証指令」－「電子コミュニケーションのネットワークとサービスに対する認証の有り方」について、欧州議会と EU 理事会（2002 年 3 月 7 日開催）により出された指令（2002/20/EC）
- ・ いわゆる「普遍的サービス指令」－「電子コミュニケーション・ネットワークとサービスに関する普遍的提供及び使用者の権利」について、欧州議会と EU 理事会（2002 年 3 月 7 日開催）により出された指令（2002/22/EC）
- ・ 加盟諸国のテレビ放送事業に関する法律、規則、法令に盛り込まれている諸条項のすり合わせについて述べた委員会指導 89/552/EEC に、修正を加えるかたちで欧州議会と EU 理事会（2007 年 12 月 11 日開催）が出した指令（2007/65/EC）

- いわゆる「ラジオ周波数帯決定」－「欧州におけるラジオ周波数の割り当て政策に関する監理の有り方」について、欧州議会と EU 理事会（2002 年 3 月 7 日開催）により出された決定（676 号/2002/EC）
- 欧州委員会が提出した、欧州におけるコミュニケーション政策に関する白書（COM(2006)0035）
- デジタル環境下でのディア・リテラシーへの欧州的アプローチについて述べた、2007 年 12 月 12 日付の欧州委員会報告書（COM(2007)0833）
- グリーン・ペーパー（EU のオーディオビジュアル政策との関わりの中で、如何に欧州のコンテンツ産業を強化するか、そのための戦略を示している）に係る欧州議会決議（1995 年 7 月 14 日）
- EU 加盟国内でのメディアの多様性について論じた欧州委員会作業文書（SEC(2007)0032）
- 基本的権利憲章 11 条 2 項で保障された表現と情報の自由が、EU 加盟国内、特にイタリア国内で脅かされている危険性があることに対する欧州議会決議（2004 年 4 月 22 日）
- 欧州議会により行われた研究「EU 内におけるコミュニティ・メディアの現状について」
- メディアの多様性とメディア・コンテンツの多様性について閣僚委員会が加盟国へ出した欧州評議会勧告（Community Media/Rec(2007)2）
- メディア集中が進む中、民主主義におけるメディアの役割を保護することをうたった、閣僚委員会による欧州評議会宣言（Decl-31.01.2007E）
- 放送の多様性に関する共同宣言（2007 年 12 月 12 日採択）－ 以下が草稿を作成－  
意見と表現の自由に関する国連特別報告者、メディアの自由に関する OSCE 担当者、表現の自由に関する OAS 特別報告者、表現と情報へのアクセスの自由に関する ACHPR（African Commission on Human Rights and Peoples' Rights）特別報告者
- 欧州議会手続規則の規則 45
- 文化教育委員会による報告書（A6-0263/2008）

欧州議会は以下を念頭に置き、この決議を行う

- A. コミュニティ・メディアは、貢献先のコミュニティに責任をもって関わる非営利団体である。
- B. ここでの「非営利性」とは次を意味する。その種のメディアの第一の目的は、商業的あるいは一時的な儲けを一切伴わない、公私を利する活動へ従事すること、である。
- C. 「貢献先のコミュニティに責任をもって関わる」という表現は次を意味する。コミュニティ・メディアは自らの行動や決定を、必ずコミュニティに知らせ、その妥当性を示さなければならない。仮に過ちを犯した場合にはペナルティを受けなければならない。
- D. コミュニティ・メディアの広がりと影響力に関して、加盟国間で大きな差が存在する。コミュニティ・メディアの法的地位を明確に定め、その価値を認識している加盟諸国において、その広がりや影響力は最も顕著である。
- E. コミュニティ・メディアは、コミュニティのメンバーが自由に制作に参加できる、開かれた場となるべきである。それにより、受動的なメディアの消費者としてではなく、メディアの生産者として、ボランティアが積極的に活動に参加するよう促すべきである。
- F. コミュニティ・メディアはほとんどの場合、社会の多数派の声を代弁するのではなく、他のメディアには見落とされがちな、地域に多様に存在する比較的小規模な集団に的を絞って活動を行う。
- G. ほとんど認識されていないことだが、コミュニティ・メディアはメディア構造の中で幅広い役割を果たしている（特に地域情報の源として）。また、コンテンツの革新性、創造性、多様性の向上を促進している。
- H. コミュニティ・メディアは、その使命を明確に定め（例えば社会的利益の提供など）、それを提示する義務がある。またその使命は、制作するコンテンツに反映されなければならない。

- I. EU内のコミュニティ・メディアが抱える主要な課題の一つは、多くの加盟国でコミュニティ・メディアに対する法的な位置づけを欠いていることである。またさらに、関連するコミュニティ法令のうち、コミュニティ・メディアの課題について言及しているものは、未だ一つも存在しない。
- J. コミュニティ・メディアの法的認知に加え、運営要綱を導入することで、このセクターの位置づけや手続き、役割を明確にすることができるかもしれない。その導入は、独立性の確保、誤った行為の防止につながり、このセクターを確固たるものとするのに役立つだろう。
- K. インターネットにより、このセクターは新たな可能性と課題を抱えつつ、新時代へと突入している。アナログからデジタルへの移行にかかるコストは、コミュニティ・メディアにとって大きな負担となっている。
- L. EUの2008年のテーマは「異文化間対話」であり、EU内のメディアは特に重要な役割を担う。それらは、社会の中の小規模な文化集団のために、また、2008年とそれ以降も異文化間対話を継続していくために、表現と情報取得に関わる極めて適切な手段を提供していかなければならない。
- M. 市民を力づけ、市民社会への積極的な関与を促進する上で、コミュニティ・メディアは重要な手段である。コミュニティ・メディアは多様な意見を伝達し、社会的議論を豊かにする。メディア所有の集中は、コミュニティ内のあらゆる集団の利益に関わる問題について、深く切り込んだ報道を行う際の妨げとなる。

## 決議内容

欧州議会は

1. 次を重視する。コミュニティ・メディアは文化的および言語的多様性、社会的受容性、そして地域的アイデンティティを強化するための有効な手段であり、それゆえにセクター自体が多様性に富んでいる。
2. 次を指摘する。コミュニティ・メディアは特定の集団のアイデンティティ強化に役立ち、同時にそれらの集団のメンバーが、社会の他の集団とつながることを可能とする。故に社会の寛容と多様性を促進し、異文化間対話に貢献する。
3. 次を重視する。難民、移民、ロマやその他の民族的及び宗教的少数者など、排除により脅かされるコミュニティに関してマスメディアが植え付ける誤った考えを正し、否定的なステレオタイプの解消に努め、一般市民を教育することにより、コミュニティ・メディアは異文化間対話を促進する。同時に次を重視する。移民の統合を促すために、また社会的弱者にとって重要な議論に弱者自身が関わり、積極的な参加者となることを可能にするために、有益な手段の一つがコミュニティ・メディアである。
4. 次を指摘する。コミュニティ・メディアは、他団体、大学、コミュニティのメンバーにトレーニングの機会を提供する上で非常に重要な役割を果たし、職業経験へとつながる貴重なハブとして機能し得る。同時に次を指摘する。コミュニティ・メディアの活動への参加を通じて、人々はデジタル、ウェブ、編集のトレーニングを受け、有益で応用の効く技術を身につけることができる。
5. 次を指摘する。芸術家や創造性豊かな起業家に、新たなアイデアや概念を試すことのできる開かれた場を提供することにより、コミュニティ・メディアは地域の創造性を促す触媒として機能する。
6. 次を考慮する。市民が直接コンテンツの制作と配信に関わる機会を提供することで、市民のメディア・リテラシーの向上にコミュニティ・メディアは貢献する。また、学校を基盤とするコミュニティ施設に次のことを奨励する。市民社会の構成員としての姿勢を若者に身につけさせる。メディア・リテラシーを向上させる。コミュニティ・メディアへの参加に役立つような技術を獲得させる。

7. 次を重視する。コミュニティ・メディアは、コミュニティの中心に横たわる課題について、異なる視点を加えることにより、メディアの多様性を強化することに役立つ。
8. 次を指摘する。遠隔地など、公的メディアや商業メディアが撤退した地域、もともと存在しない地域があり、さらに商業メディアが地域コンテンツを減らす傾向にあることを考えると、コミュニティ・メディアが、地域のニュースや情報の唯一の提供元、コミュニティの唯一の声、となる可能性がある。
9. 次の事実を歓迎する。コミュニティ・メディアにより、既存の公的サービスに対する市民の認識を高めることができ、また公的な議論への市民参加を促すことができる。
10. 次を考慮する。特意的を絞った視聴者に語りかけることができるので、コミュニティ・メディアは、欧州連合とその市民との距離を縮める有効な手段となり得る。また次を推奨する。市民とより親密な対話を行うために、加盟国は更に積極的にコミュニティ・メディアと協働すること。
11. 次を指摘する。コミュニティ・メディア・セクターがその可能性を最大限発揮するためには、質の高いコミュニティ・メディアの存在が必要不可欠である。また次の事実を重視する。そのような質を有するには、適切な財源が必要である。次に配慮する。コミュニティ・メディアの財源は各々の団体により異なるが、概ね不足気味である。また次に同意する。資金の追加とデジタル技術への適応により、コミュニティ・メディア・セクターは、その革新的特性を拡大し、既存のアナログ・サービスに付加価値を与える新しく活気あるサービスを提供することができる。
12. 次に配慮する。コミュニティ・メディア・セクターは、欧州連合と各加盟国の政策決定者に対する関わりや影響力の向上のために多大な努力を費やさなければならないが、それに必要なサポートを欠いている。
13. 次を重視する。コミュニティ・メディアは政治的に中立でなければならない。

14. 欧州委員会ならびに加盟国へ要請する。この決議を考慮する際に、コミュニティ・メディアを次のように定義すること。
- a) 非営利であり、国家権力のみならず地方権力からも独立している。第一に、公益的で市民社会の利益となる活動に従事している。明確に定められた目標（とする活動）のために奉仕する。またその目標（とする活動）は常に社会的価値を内包し、異文化間対話に貢献する。
  - b) 貢献しようとするコミュニティに責任を持って関わる。つまり、自らの行動や決定を、必ずコミュニティに知らせ、その妥当性を示す。仮に過ちを犯した場合にはペナルティを受ける。これらにより、サービスはコミュニティの利益にのっとって提供され続け、いわゆるトップダウン式の関係性が生まれることは防がれる。
  - c) コミュニティのメンバーが自由に制作に参加できる、開かれた場である。メンバーは運営や管理のあらゆる場に参加することができる。しかしコンテンツの編集責任者は、専門的な知識や経験を有していなければならない。
15. 加盟国に助言する。従来のメディアが不利益を被らないよう配慮しつつ、コミュニティ・メディアを、商業メディア、公共メディアと並ぶ一つの明確な集団として法的に認知するべきである。（コミュニティ・メディアを、商業メディア、公共メディアと並ぶ一つの明確な集団と捉える認識は、未だ欠如している。）
16. 欧州委員会に要請する。メディアの多様性をはかる指標を定める際には、コミュニティ・メディアを考慮に入れること。メディアの多様性を促進するための、オルタナティブかつボトム・アップ方式の策である。
17. 加盟国に要請する。メディアの多様性を確保するために、コミュニティ・メディアをより積極的にサポートすること。ただしそのサポートが、公共メディアの不利益にならない場合に限る。
18. 次を重視する。コミュニティ・メディアをサポートし促進する上で、地方レベル、国レベルの権限所有部署が果たし得る役割について。適切なインフラの提供や、成功事例の共有（例えば“Interreg”を前身とする「経済変革のための地方」プロジェクトのような）を促す番組制作に対する支援などを行うことが可能である。

19. 加盟国に要請する。テレビとラジオの周波数帯を、アナログ、デジタル双方で利用可能にすること。その際心に留めておくべきは、コミュニティ・メディアは、機会費用や周波数割当にかかる費用の妥当性によって評価されるのではなく、社会的価値によって評価される、ということである。
20. 次に同意する。欧州連合のサポートを申請し、利益を得ることができるほどの知識と経験を有するコミュニティ・メディアはほんの僅かである。また一方で助成担当の職員は、コミュニティ・メディアの可能性を正しく理解していない。
21. 次に認める。欧州連合のコミュニティ助成枠組みが、コミュニティ・メディアが目的とする活動に貢献できるのであれば、コミュニティ・メディア・セクターはその枠組みを更に活用することができるだろう。欧州地域開発基金、欧州社会基金などが行う多数のプロジェクトの実施に関わることが可能であるし、生涯学習プログラムのようなプロジェクトを通じて、ジャーナリストの教育、訓練を行うこともできる。しかしここで議会は次を重視する。財政的支援は、まずは国家や地方レベル、あるいはその他の財源から来るべきである。
22. コミュニティ・メディアに強く求める。セクターに有益な情報や関連情報を発信できる、インターネット上の欧州共通プラットフォームを構築すること。また、ネットワーキングと成功例の共有を進めること。
23. 欧州議会議長に指示する。この決議を、EU 理事会、欧州委員会、欧州経済社会評議会、地域委員会、そして加盟諸国の政府と議会に送付すること。

仮訳：ComRights（真島愛・松浦哲郎）